

住宅用太陽光発電システムを設置して 余剰電力の売電契約をしている人への 報奨金制度がスタート

※市ホームページ (<http://www.city.anjo.aichi.jp/>)
にも情報を掲載しましたので、ご覧ください。

太陽光発電の普及促進を図るため、住宅に太陽光発電システムを設置して、余剰電力を電力会社に売っている（売電契約をしている）市民の皆さんに、3年間にわたり報奨金をお支払いする制度を開始します。この機会にぜひ設置をご検討ください。

なお、報奨金は、地元の産業振興を図るため、協安城サルビアスタンプ会の発行する商品券でお渡しします。

■対象

次の要件をすべて満たす人

- ①市内在住で、実際に住んでいる住宅に太陽光発電システムを設置している市民であること
- ②現在、電力会社と売電契約を結んでいるか、平成17年3月31日までに同契約を結ぶこと
※平成13年度以前（平成14年3月31日以前）から契約している人も含む。
- ③市税を滞納していないこと

■交付対象期間

太陽光発電システムを新たに設置して売電契約をした日の翌年度から3年間

※平成14年3月31日以前から上記の要件を満たしている人は、一律で平成14年度から3年間。

■報奨金の額（年額）

太陽光発電システムの最大出力値(kW)×8000円

※実際の売電実績数値ではなく、出力可能な定格数値で算出。千円未満切り捨て。

■今回申請できる人

平成13年度以前（平成14年3月31日以前）から対象となる要件を満たしている人

※平成14年4月1日以降に要件を満たした人は、来年度以降に申請できます。

■申請受付期間／場所

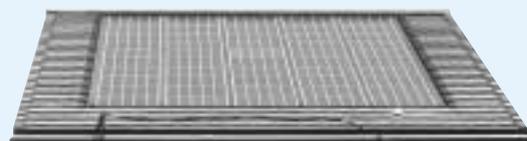
8月1日(木)～9月30日(月)／環境安全課

■申請に必要な書類

- ①報奨金交付申請書（同課にあります）
- ②電力会社との売電契約書の写し
- ③太陽光発電システムの設置が確認できる写真（太陽電池の写真など）
- ④電力会社からの売電実績を示すものの写し（申請月直近の検針結果のお知らせなど）
- ⑤市税に滞納がないことを明らかにするもの
※交付申請書内で市税賦課徴収資料の閲覧承諾をすれば必要ありません。

☀️太陽光発電って何だ？☀️

自然エネルギーである太陽光を利用して行う発電のこと。排出物による環境汚染がないので、石油に代わるクリーンなエネルギー源として期待されている。安定した供給が見込めるうえ、消費地で発電するため、輸送途中のエネルギーロスがなく、効率のよい発電システムとしても注目されている。また、エネルギー消費や地球環境保全について、利用者の意識が高まるといった長所もある。



屋根に設置された太陽電池パネル

太陽光発電で 地球環境保全に貢献



余った電力を売って
サルビア商品券をもらおう！